

## 18歳未満の 軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費等を助成します

平成26年4月から、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業が始まりました。

【対象】 次の①～③の要件をすべて満たす18歳未満の児童

- ①保護者が市内に居住している児童
  - ②両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童
  - ③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると滋賀医科大学医学部附属病院もしくは滋賀県立小児保健医療センターの医師が判断する児童
- ※保護者の所得によっては、対象外となる場合もあります。

【助成対象経費】

補聴器の購入費、修理費

※修理費は、18歳到達年度末まで助成の対象となります。

【助成額】

原則として基準額の2/3

※保護者の所得によって、基準額の全額が助成される場合もあります。

助成対象となる機種や申請方法など、詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

健康福祉部 社会福祉課（山東庁舎）

☎ 55-8102 ☎ 55-8130

## 米原市障がい者計画等策定委員会委員の募集

市では、「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念に「米原市障がい者計画」および「米原市障がい福祉計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、地域や家庭で自立した暮らしができるまちづくりに取り組んでいます。今回は、障がい福祉計画の次期計画策定員会に係る委員を募集しますので、障がい福祉に関心のあるみなさんのご応募をお待ちしています。

【応募資格】

市内にお住まいの20歳以上の人で、障がい福祉に関心が高く、広い視野から建設的な意見がいただける人

【募集人数】

2人

【任期】

委嘱の日から平成27年3月31日まで

【応募方法】

別紙申込書に必要事項（氏名、年齢、性別、住所、電話番号、職業、応募動機、意見、その他）を記入し、社会福祉課へ提出してください。

※郵送、ファックス、メールでの提出も可能

【応募締切】

7月28日(月)必着



▲前回の米原市障がい者計画・米原市障がい福祉計画概要版

お問い合わせ

健康福祉部

社会福祉課（障がい福祉担当）

〒521-0292

米原市長岡1206番地

米原市役所山東庁舎

☎ 55-8102 ☎ 55-8130

✉ syakaifukushi@city.maibara.lg.jp



## 後期高齢者医療制度加入のみなさんへ (75歳以上または65歳から74歳までで一定の障がいがある人)

### 8月1日から被保険者証がうぐいす色(薄緑色)に変わります



新しい被保険者証は、7月中に簡易書留でお届けします。  
有効期限は平成27年7月31日までです。届いた日から使えます。  
現在お持ちの被保険者証(薄橙色)は、7月31日以降は使えません。

●**限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人へ**  
認定証も8月1日から新しくなります。  
8月以降も該当する人は、原則新しい被保険者証に同封して郵送します。

#### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に提示すると、同一医療機関での窓口負担がひと月の限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額されます。  
平成26年度の住民税が世帯全員非課税の人が該当します。  
これに該当する人で、認定証をお持ちでない人は、被保険者証と印鑑を持って、近江庁舎保険課または各庁舎自治振興課で申請してください。

二つ折りにして使います

### 後期高齢者医療保険料の通知書をお送りします

平成26年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を7月に郵便でお送りします。

一人あたりの年間 <b>保険料</b> (上限57万円)	=	被保険者全員が均等に負担 <b>均等割額</b> 44,886円	+	被保険者本人の所得に応じた額 <b>所得割額</b> (前年中の総所得金額-33万円) × 所得割率8.73%
------------------------------------	---	--	---	--

平成26・27年度は保険料率を以下のとおり改定しました。

区 分	保 険 料 率	
	平成24・25年度	平成26・27年度
被 保 険 者 均 等 割 額	41,704円	44,886円
所 得 割 率	8.12%	8.73%
年 間 保 険 料 の 上 限 額	55万円	57万円

被保険者一人当たりの医療費が増えていること、人口全体に対する高齢者の割合が増えていることから保険料を引き上げました。

※所得の低い人は保険料が軽減されます。詳しくは下記へお問い合わせください。

#### ●保険料の支払い方法をご確認ください

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。  
「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

お問い合わせ 市民部 保険課(近江庁舎) ☎ 52-6922 ☎ 52-8730  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013 URL <http://www.shigakouiki.jp/>

## 狩猟免許取得のための経費を助成します

市では、年々増加する有害鳥獣による農作物等の被害防止に向け、有害鳥獣を捕獲するための狩猟免許を取得する際に必要な経費を助成します。

### 狩猟免許試験予備講習会の受講料助成

市を通じてお申し込みいただくと受講料が無料になります。

講習日時：8月31日(日) 11月30日(日)

いずれも9時～16時30分

講習場所：滋賀県林業会館（大津市におの浜4-1-20）

定員：30人程度（先着順で定員になり次第締切）

補助対象者：市内在住の人

申込先：市 林務課（伊吹庁舎）

### 平成26年度滋賀県狩猟免許試験

	日 時	場 所	試験申込の受付期間
第2回	9月5日(金) 10時～16時30分	滋賀県立大学 共通講義棟 (A4棟)	7月23日(水) ↓ 8月6日(水)
第3回	12月7日(日) 10時～16時30分	彦根市八坂町 2500	10月29日(水) ↓ 11月12日(水)

試験申込・問い合わせ：湖北森林整備事務所 ☎ 65-6616

### 狩猟免許取得のための経費助成

狩猟免許取得後に市へ申請いただくと、かかった経費の一部を助成します。

#### ■補助対象者

- ・平成26年度に狩猟免許を取得した人
- ・市内在住で納期限の到来した市税を完納している人

#### ■狩猟免許の種類

網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟

#### ■補助対象経費

受験用の写真代、医師の診断書料、受験手数料、狩猟税、狩猟者登録手数料

#### ■補助金額

補助対象経費の3分の2以内  
(1 狩猟免許につき上限3万円)

#### ■交付申請

以下①～③とともに、狩猟免許取得後2か月以内に林務課へ申請してください。

- ①取得した狩猟免状の写し
- ②補助対象経費にかかる領収書の写し
- ③市税の納税証明書（または非課税証明書）の写し

申込方法など詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ 経済環境部 林務課（伊吹庁舎）

☎ 58-2229 ☎ 58-1630

## ご回答をお忘れなく！



■平成26年経済センサス基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します。全国のすべての事業所が対象になります。

■支社等のない事業所および新設された事業所に、県知事から任命された調査員が調査票を配布します。ご回答をお願いします。

※支社等を有する企業等は、国または県が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布します。

■調査の結果は、国、地方公共団体における行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。統計作成の目的以外（税の資料など）には絶対に使用しません。

お問い合わせ 政策推進部 広報秘書課（米原庁舎）  
☎ 52-6627 ☎ 52-5195



# 堆肥「ゆめいぶき」 予約受付を開始します

～堆肥を利用した安全でおいしい農作物を育て「地産地消」を目指そう～

家庭から排出される生ごみなどを原料とした堆肥「ゆめいぶき」を販売します。次のいずれかの方法で、お申し込みください。

## ●予約方法

- ①環境保全課（☎ 58-2230）へ電話で申し込む
- ②環境保全課（伊吹庁舎）の窓口で直接申し込む
- ※①の電話予約は、この電話番号のみの受付
- ※他の電話番号、ファックスでの予約は受付できません。

## ●予約受付開始日時

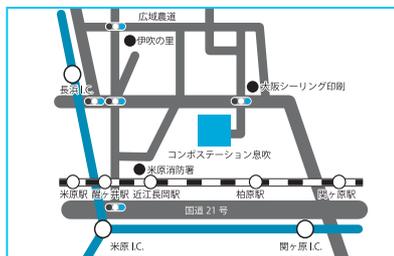
7月8日(火)8時30分～  
この堆肥は、毎回好評をいただいていますので、早めにご予約ください。予約は、予定数量に達した時点で締め切りますので、ご了承ください。

## ●堆肥引渡日

8月5日(火)～18日(月)  
※平日のみの引渡になります。  
※期間を過ぎた場合は、キャンセル扱いとします。

## ●受取場所

- ◆10袋まで  
市役所各庁舎  
平日8時30分～17時15分
- ◆上記以外  
コンポストーション息吹（藤川153）  
平日9時～16時30分



## ●販売する堆肥

3種類の堆肥を販売します。成分や原料を参考に予約してください。

堆肥の種類	窒素 (%)	りん酸 (%)	加里 (%)	原 料	販売量 (予定)	価 格
ゆめいぶき 1号	2.1	3.3	3.3	生ごみ、牛ふん、米ぬか、もみ殻、刈草剪定枝	3,500袋	【袋詰】 (7kg入り) 1袋 200円
ゆめいぶき 2号	2.7	4.4	1.9	農業集落排水汚泥、もみ殻、米ぬか、刈草剪定枝	1,300袋	
ゆめいぶき 3号	1.9	3.2	3.3	牛ふん、もみ殻、米ぬか、刈草剪定枝	1,000袋	



- ◆ゆめいぶきの生産量が少ないため、フレキシブルコンテナによる販売はありません。
- ◆一度に購入できる数量は、**1人あたり 袋詰50袋まで**です。

◆一般販売の予定について  
予約販売でのキャンセル分と生産量の増加による余剰分について、下記のとおり一般販売の予定をしています。

- 予約できなかった人や、50袋以上の購入を希望する人は、一般販売をご利用ください。
- ・販売日時：8月19日(火) 9時～
- ・販売場所：コンポストーション息吹
- ・先着順に販売しますので、無くなり次第終了します。

お問い合わせ 経済環境部 環境保全課（伊吹庁舎） ☎ 58-2230

## 米原市多文化共生協会 会員募集

米原市多文化共生協会では、文化・言語などの異なるすべての人々が、同じ地域の住民として互いに認め合い、尊重しあって豊かに暮らすことのできる社会（多文化共生社会）に向けて共に活動・支援していただける人を募集しています。

◆入会資格 どなたでも入会できます

### 「日本語教室」生徒・ボランティアの募集

米原市多文化共生協会では、外国籍を持ち、日本語の学習をしたい人を対象に、日本語教室を開催しています。

日本語を学びたい人、日本語を外国籍の人に教えることによって交流等を深めたい人など、お気軽にご応募ください。

◆開催日 毎週土曜日

◆会場・時間

米原会場 米原公民館 9時～10時30分  
山東会場 市民交流プラザ 9時30分～11時

\*応募方法等、詳しくは下記事務局へお問い合わせください。

お問い合わせ 米原市多文化共生協会事務局（米原庁舎 人権政策課内）  
☎ 52-6629 ☎ 52-4539

## プラスチック製容器包装(プラ)の適正な分別をお願いします

資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装（プラ）は、商品を入れた物（容器）や包んだ物（包装類）で、プラマークの付いたものをいいます。クリスタルプラザでは、収集したプラの中に不適正なものがないか手作業で選別・確認の上、再商品化業者に売却しています。



出すときは透明な袋に入れていただきますが、適正に分別がなされていない場合があり、空き缶・生ごみ、おもちゃ等が混入していたり、時には草刈り機の替刃や包丁、フライパンが入っているなど、選別作業には大変危険な状況です。適正な分別がなされていない場合は、収集できないこともありますので、こほくする（分別ルール）により適正な分別をお願いします。

お問い合わせ 湖北広域行政事務センター 業務課  
☎ 62-7143